

# 宮城県公報

令和8年3月5日（木）  
号外第9号

## 目次

### 規則

- 職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則（人事課）

### 訓令甲

- 職員等の旅費支給規程の一部を改正する訓令（人事課）
- 職員の給与に関する条例第23条の2第5号の規定による知事が認めたものを定める規程の一部を改正する訓令（同）

### 公安委員会

- 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（警察本部警務課）

職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月5日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第 9 号

### 職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則

職員等の旅費支給規則（昭和35年宮城県規則第75号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(附属の島)</p> <p>第2条 条例第2条第1項第2号に規定する附属の島は、本州、北海道、四国及び九州に附属する島をいう。</p> <p><u>(条例第2条第1項第9号に規定する規則で定める者等)</u></p> <p>第3条 条例第2条第1項第9号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) <u>旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者</u></p> <p>(2) <u>鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第1項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正10年法律第76号）第4条に規定する軌道経営者</u></p> <p>(3) <u>海上運送法（昭和24年法律第187号）第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者</u></p> <p>(4) <u>航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業を営む者</u></p> <p>(5) <u>道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者</u></p> <p>(6) <u>旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営む者</u></p> <p>(7) <u>貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者</u></p>	<p>(附属の島)</p> <p>第2条 条例第2条第1項第2号に規定する「<u>附属の島</u>」とは、本州、北海道、四国及び九州に附属する島をいう。</p>

(8) 外国における前各号に掲げる者に相当するもの

(9) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）第31条に規定する登録包括信用購入あっせん業者（県との契約によりカード等（同法第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。）

2 条例第2条第1項第9号に規定する規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

#### 第4条 [略]

（条例第3条に規定する規則で定める場合等）

第5条 条例第3条第6項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 条例第3条第2項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

(2) 条例第3条第1項及び第2項（第1号及び第4号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第17条、第19条第1項及び第25条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

2 条例第3条第7項に規定する規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 交通事故その他の条例第3条第7項に規定する者の責めに帰することができない事情

(2) 前項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職

#### 第3条 [略]

員若しくは家族の責めに帰することができない事情

(旅行命令等の通知)

第6条 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をした場合には、できるだけ速やかに当該旅行命令票等を支出担当者に提示しなければならない。

第7条 [略]

(旅行命令等の通知)

第4条 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は変更した場合には、できるだけすみやかに当該旅行命令票等を支出担当者に提示しなければならない。

第5条 [略]

(路程の計算)

第6条 内国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、次の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行うものとする。

- (1) 鉄道 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第13条に規定する鉄道運送事業者の調に係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程
- (2) 水路 海上保安庁の調に係る距離表に掲げる路程
- (3) 陸路 地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程

2 前項各号の規定により路程を計算しがたい場合(第2号に掲げる路程にあつては、任命権者が知事に協議して定める場合に限る。)には、同項各号の規定にかかわらず、次の区分に従い、当該各号に掲げるものにより計算することができる。

- (1) 鉄道及び水路 前項第3号の規定に準じて計算した路程
- (2) 陸路 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車に備えた走行距離計を用いる方法その他の方法により算出した路程

3 外国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、前各項の規定の趣旨に準じて行うものとする。

(旅行命令等の変更の申請)

第8条 旅行者は、条例第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る書類を提出しなければならない。

(請求書の種類、記載事項及び様式等)

第9条 条例第8条第1項に規定する請求書の種類、記載事項及び様式は、別表第2による。

2 前項に定める請求書は、当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録をもって、当該請求書に代えることができる。

3 条例第8条第1項に規定する請求書に添付すべき書類は、別表第3に掲げる書類とする。ただし、旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合には、次項に規定する請求書に相当するものをもって、同表に規定する額を証明するに足る書類又はその支払を証明するに足る書類に代えることができる。

4 前項ただし書の請求書に相当するものは、次に掲げる事項をその記載事項又は記録事項とするものとする。

(1) 旅行者の所属、職名及び氏名

(2) 旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地（宿泊した場合に限る。）、種目及びその金額

(3) 請求先、請求年月日及び請求額

5 旅行命令権者及び支出担当者は、旅行者又は旅行役務提供者が請求書を提出した場合には、その請求内容が適切であるかを確認するものとする。

6 前項の場合において、請求書を提出した者が旅行役務提供者であるときは、旅行命令権者及び支出担当者は、旅行者に対して必要な

(旅行命令等の変更の申請)

第7条 旅行者が、条例第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る書類を提出しなければならない。

(旅費請求書の種類、記載事項及び様式)

第8条 条例第13条第1項に規定する旅費請求書の種類、記載事項及び様式は、別表第2による。

2 前項に定める旅費請求書は、当該旅費請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録をもって、当該旅費請求書に代えることができる。

3 条例第13条第1項に規定する旅費請求書に添付すべき書類は、別表第3に掲げる書類とする。

報告又は書類の提出を求めることができる。

(旅費の精算に係る期間)

第10条 条例第8条第2項に規定する期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行を完了した日の翌日から起算して2週間とする。

2 条例第8条第3項に規定する期間は、精算による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して2週間とする。

(給与の種類)

第11条 条例第8条第4項及び第32条第2項に規定する給与の種類は、給与条例に規定する給料及びその他の給与又はこれらに相当する給与とする。

(鉄道賃に係る鉄道)

第12条 条例第10条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの
- (2) 軌道法第1条第1項に規定する軌道に類するもの
- (3) 外国における前2号に掲げるものに相当するもの

(船賃に係る船舶)

第13条 条例第11条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供す

(旅費の請求手続)

第9条 条例第13条第2項に規定する期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合のほか、旅行の完了した日の翌日から起算して1週間とする。

2 条例第13条第3項に規定する期間は、精算による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して2週間とする。

3 条例第13条第4項に規定する給与は、給料及びその他の給与又はこれらに相当する給与とする。

る船舶に類するもの

(2) 外国における前号に掲げるものに相当するもの

(航空賃に係る航空機)

第14条 条例第12条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 航空法第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの

(2) 外国における前号に掲げるものに相当するもの

(特定航空移動等)

第15条 条例第12条第2項第1号に規定する規則で定めるものは、一の旅行区間における飛行時間が8時間以上の移動とする。

2 条例第12条第2項第3号に規定する規則で定めるものは、一の旅行区間における飛行時間が24時間以上の移動とする。

(路程の計算)

第16条 内国旅行の車賃の計算上必要な路程の計算は、地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程により行うものとする。ただし、これにより難いときは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車に備えた走行距離計を用いる方法その他の方法により算出した路程により行うことができる。

2 外国旅行の車賃の計算上必要な路程の計算は、前項の規定の趣旨に準じて行うものとする。

(転居費の算定方法)

第17条 条例第17条第1項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するとき  
に限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(証人等の旅費)

第18条 条例第27条に規定する職員又は職員以外の者が、証人等として旅行した場合の旅費について、任命権者が知事に協議して定める基準は、用務の内容、支給を受ける者の学識経験及び社会的地位等を考慮して、その者に相当すると認める職務の級の職員の出張の例に準じて計算した旅費とする。

(証人等の旅費)

第10条 条例第14条に規定する職員又は職員以外の者が、証人等として旅行した場合の旅費について、任命権者が知事に協議して定める基準は、用務の内容、支給を受ける者の学識経験及び社会的地位等を考慮して、その者に相当すると認める職務の級の職員の出張の例に準じて計算した旅費とする。

(旅行雑費を支給しない地域)

第11条 条例第20条第1項第3号に規定する地域内は、在勤庁から8キロメートル以内の地域内とする。

(特定航空旅行)

第12条 条例第34条第1項第1号アの長時間にわたる航空路による旅行として知事が規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 本邦と次の地域を除いた地域との間の航空旅行 インドネシア、ベトナム、カンボジア、北朝鮮、シンガポール、タイ、大韓

民国、台湾、中華人民共和国、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、ハワイ諸島、グアム、ウラジオストク、ハバロフスク及びユジノサハリンスク  
(2) 前号以外の場合において、一の旅行区間における所要航空時間が8時間以上の航空旅行

(内国旅行甲地方の範囲)

第13条 条例別表第1第1号の表備考に規定する「知事が規則で定める地域」及び「知事が規則で定めるもの」は、埼玉県さいたま市、千葉県千葉市、東京都特別区、神奈川県横浜市、川崎市及び相模原市、愛知県名古屋市、京都府京都市、大阪府大阪市及び堺市、兵庫県神戸市、広島県広島市並びに福岡県福岡市とする。

(外国旅行指定都市の範囲)

第14条 条例別表第2第1号の表備考第1号に規定する指定都市は、シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャンの地域とする。

(外国旅行に係る地域の定義)

第15条 条例別表第2第1号の表備考第1号に規定する次の各号に掲げる地域として知事が規則で定める地域は、当該各号に定める地域とする。

- (1) 北米地域 北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）
- (2) 欧州地域 ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョー

ジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。）、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。）

(3) 中近東地域 アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ

(4) アジア地域（本邦を除く。） アジア大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア及び前号に定める地域を除く。）、インドネシア、東ティモール、フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しょ

(5) 中南米地域 メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しょ

(6) 大洋州地域 オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにそれらの周辺の島しょ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ（ハワイ諸島及びグアムを除く。）

(7) アフリカ地域 アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセーシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を除く。）

(8) 南極地域 南極大陸及び周辺の島しょ

（外国旅行甲地方の範囲）

第16条 条例別表第2第1号の表備考第1号に規定する甲地方は、前条第1号から第3号までに定める地域のうち第14条の地域以外の地域で、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージ

ア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域とする。

(外国旅行丙地方の範囲)

第17条 条例別表第2第1号の表備考第1号に規定する丙地方は、第15条第4号、第5号、第7号及び第8号に定める地域のうち第14条の地域以外の地域で、インドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょを除いた地域とする。

別表第1（その1）（第4条関係） [略]

別表第1（その2）（第4条関係） [略]

別表第2（その1の1）（第7条、第9条関係） [略]

別表第2（その2）（第7条、第9条関係） [略]

別表第1（その1）（第3条関係） [略]

別表第1（その2）（第3条関係） [略]

別表第2（その1の1）（第5条、第8条関係） [略]

別表第2（その2）（第5条、第8条関係） [略]

別表第2（その3の1）を次のように改める。

別表第2 (その3の1) (第7条、第9条関係)

旅行命令(依頼)票(特例計算用)

旅行者所属課(所)名			所属コード			執行			決					
									裁					
旅行命令票番		旅行命令年月日			旅行内容			支給額合計						
		年 月 日						円						
旅行者 確認兼 請求	旅行命令番号	職名	級	氏名 コード	旅行期間	出発地	目的地	宿泊地	旅費額					
	種別	旅行者氏名												
期間	出発地	目的地	宿泊	J R 鉄 道			その他の鉄道賃	船 賃 (航空賃)		車 賃	交通費以外			
				距離	運賃	料金					旅行雑費			
				Km	円	円	Km	円	Km	円	Km	円		
													宿泊費	
													宿泊手当	
													日額旅費	
													交通費計	
計														
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">枚中 枚目</div>											出納機関受付印			
											出納機関			

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第2（その3の2） <u>（第7条、第9条関係）</u> [略]	別表第2（その3の2） <u>（第5条、第8条関係）</u> [略]

別表第2（その4の1）から別表第2（その5）までを次のように改める。

別表第2 (その4の1) (第7条、第9条関係)

赴任旅行命令票

頁

決 裁											概算払精算確認年月日	
											年	(署名又は押印)
											月	日

年 度	旅行命令票番号	旅 行 命 令 日	執 行 機 関 名			
執 行 機 関 内 訳 名		支給額(差引)合計(円)	変更後支給総額合計(円)	変更前支給済額合計(円)		
科 目						

旅行命令番号	旅 行 者 氏 名	旅費氏名コード	級	発 令 年 月 日		
旅 行 年 月 日 (移 転 月 日)		出 発 地	到 着 地			
( )						
	在 勤 庁		居 住 地 の 住 所			
旧						
新						
家 族 氏 名		生 年 月 日	続柄	家 族 氏 名		生 年 月 日

附 記 事 項									
区 分	人 数	J R 鉄 道		地 方 道 鉄	車 賃 (船 賃)	旅 行 雑 費	着 後 滞 在 費	転 居 費	計
		運 賃	料 金						
本 人		km		km	km		夜		
家 族	12歳以上	km		km	km				
	6歳以上 12歳未満	km		km	km				
	6歳未満	km		km	km				
計									
					旅行者確認兼請求	受領月日	受領確認 (署名又は押印)		



別表第2 (その4の2) (第7条、第9条関係)

赴任旅行命令票(特例計算用)

旅行者所属課(所)名		所属コード			執行		決				
旅行者確認兼 請 求		旅行命令年月日		職名	旅行者氏名			級	発令年月日		
		年 月 日							年 月 日		
旅行年月日(移転月日)		出 発 地		到 着 地		旅行命令票番号		旅行命令番号			
年 月 日(月 日)											
在 勤 庁		居 住 地 の 住 所									
旧											
新											
家 族 氏 名		生 年 月 日		続柄	家 族 氏 名		生 年 月 日		続柄		
		年 月 日					年 月 日				
		年 月 日					年 月 日				
		年 月 日					年 月 日				
旅 費 支 給 額		円			附 記 事 項						
区 分	人 数	J R 鉄 道		地 方 車 賃	旅 行 雑 費	着 後	転 居 費	計			
		運 賃	料 金						鉄 道	( 船 賃 )	宿 泊 費
本 人		キロメートル		キロメートル	キロメートル						
家 族	12歳以上										
	6歳以上										
	12歳未満										
	6歳未満										
計											
								出納機関受付印			
						計算者		入力者			
出納機関											



次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後										改正前									
別表第2（その6の1） <u>（第7条関係）</u> 旅行命令（依頼）票 [略]										別表第2（その6の1） <u>（第5条関係）</u> 旅行命令（依頼）票 [略]									
命令 月日	決	裁	旅行 月日	旅行者 氏名	旅行者 確認	旅行内 容	用務地 （目的 地を経 路順 に）	出発地・帰着地の区分	[略]	命令 月日	決	裁	旅行 月日	旅行者 氏名	旅行者 確認	旅行内 容	用務地 （目的 地を経 路順 に）	出発地・帰着地の区分	[略]
.			.					出発 在勤庁 <u>居住地</u> 等（ ） 帰着 在勤庁 <u>居住地</u> 等（ ）	[略]	.			.				出発 在勤庁 <u>居住地</u> （ ） 帰着 在勤庁 <u>居住地</u> （ ）	[略]	
.			.					出発 在勤庁 <u>居住地</u> 等（ ） 帰着 在勤庁 <u>居住地</u> 等（ ）	[略]	.			.				出発 在勤庁 <u>居住地</u> （ ） 帰着 在勤庁 <u>居住地</u> （ ）	[略]	
.			.					出発 在勤庁 <u>居住地</u> 等（ ） 帰着 在勤庁 <u>居住地</u> 等（ ）	[略]	.			.				出発 在勤庁 <u>居住地</u> （ ） 帰着 在勤庁 <u>居住地</u> （ ）	[略]	
.			.					出発 在勤庁 <u>居住地</u> 等（ ） 帰着 在勤庁 <u>居住地</u> 等（ ）	[略]	.			.				出発 在勤庁 <u>居住地</u> （ ） 帰着 在勤庁 <u>居住地</u> （ ）	[略]	

•					•					出発 在勤庁 居住地 等 ( ) 帰着 在勤庁 居住地 等 ( )	[略]
•					•					出発 在勤庁 居住地 等 ( ) 帰着 在勤庁 居住地 等 ( )	[略]
•					•					出発 在勤庁 居住地 等 ( ) 帰着 在勤庁 居住地 等 ( )	[略]
•					•					出発 在勤庁 居住地 等 ( ) 帰着 在勤庁 居住地 等 ( )	[略]
•					•					出発 在勤庁 居住地 等 ( ) 帰着 在勤庁 居住地 等 ( )	[略]

[略]

•					•					出発 在勤庁 居住地 ( ) 帰着 在勤庁 居住地 ( )	[略]
•					•					出発 在勤庁 居住地 ( ) 帰着 在勤庁 居住地 ( )	[略]
•					•					出発 在勤庁 居住地 ( ) 帰着 在勤庁 居住地 ( )	[略]
•					•					出発 在勤庁 居住地 ( ) 帰着 在勤庁 居住地 ( )	[略]
•					•					出発 在勤庁 居住地 ( ) 帰着 在勤庁 居住地 ( )	[略]

[略]

別表第2 (その6の2) (第7条関係)

旅行命令 (依頼) 票

[略]

命令 月日	決	裁	旅行 月日	旅行者 確認	旅行内容	用務先 (目的地を 経路順に)	出発地・帰着地の区分	[略]
・			・				出発 在勤庁 居住地等 ( ) 帰着 在勤庁 居住地等 ( )	[略]
・			・				出発 在勤庁 居住地等 ( ) 帰着 在勤庁 居住地等 ( )	[略]
・			・				出発 在勤庁 居住地等 ( ) 帰着 在勤庁 居住地等 ( )	[略]
・			・				出発 在勤庁 居住地等 ( ) 帰着 在勤庁 居住地等 ( )	[略]
・			・				出発 在勤庁 居住地等 ( ) 帰着 在勤庁 居住地等 ( )	[略]
・			・				出発 在勤庁 居住地等 ( ) 帰着 在勤庁 居住地等 ( )	[略]

別表第2 (その6の2) (第5条関係)

旅行命令 (依頼) 票

[略]

命令 月日	決	裁	旅行 月日	旅行者 確認	旅行内容	用務先 (目的地を 経路順に)	出発地・帰着地の区分	[略]
・			・				出発 在勤庁 居住地 ( ) 帰着 在勤庁 居住地 ( )	[略]
・			・				出発 在勤庁 居住地 ( ) 帰着 在勤庁 居住地 ( )	[略]
・			・				出発 在勤庁 居住地 ( ) 帰着 在勤庁 居住地 ( )	[略]
・			・				出発 在勤庁 居住地 ( ) 帰着 在勤庁 居住地 ( )	[略]
・			・				出発 在勤庁 居住地 ( ) 帰着 在勤庁 居住地 ( )	[略]
・			・				出発 在勤庁 居住地 ( ) 帰着 在勤庁 居住地 ( )	[略]



	げる運賃	その支払を証明するに足る書類
	条例第 12 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる費用	その支払を証明するに足る書類
4	車賃	その支払を証明するに足る書類（支出担当者が認める場合に限る。）
	条例第 13 条第 1 項第 1 号に掲げる費用	その支払を証明するに足る書類
	条例第 13 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる費用	その支払を証明するに足る書類
5	旅行雑費	その支払を証明するに足る書類
6	宿泊費	その支払を証明するに足る書類
7	転居費	その支払を証明するに足る書類 転居を証明する書類 同居する家族であることを証明する書類（家族の転居に要する費用を含む場合に限る。） 条例第 19 条第 2 項に規定する延長の許可を証明するに足る書類（同項に該当する場合に限る。）
8	着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）	その支払を証明するに足る書類
9	家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）	その支払を証明するに足る書類 移転を証明する書類 同居する家族であることを証明する書類
10	外国旅行雑費	その支払を証明するに足る書類
11	条例第 25 条に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた 1 の項から 10 の項までに掲げる書類 退職等の事由を証明する書類 所定の期間内に帰住又は退職等に伴う旅行をしたことを証明するに足る書類 旅行中に退職等となったことを証明する書類
12	条例第 26 条に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた 1 の項から 10 の項までに掲げる書類 職員の死亡及びその死亡地を証明する書類 帰住を証明する書類（遺族が帰住した場合に限る。） 遺族であることを証明する書類（請求者が遺族である場合に限る。）
13	条例第 3 条第 6 項に規定する旅費	損失となる金額又は支出を要する金額を証明するに足る書類

	旅行命令等の変更、条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者の死亡又は第5条第1項各号に掲げる場合に該当することを証明する書類 同居する家族であることを証明する書類（転居費のうち家族の転居に要する費用又は家族移転費に相当するものを含む場合に限る。）
14 条例第3条第7項に規定する旅費	天災又は第5条第2項各号に掲げる事情により旅費額を喪失したことを証明するに足る書類 喪失額を証明するに足る書類
15 条例第31条第1項に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた1の項から10の項までに掲げる書類 条例第31条第1項の規定に該当することを証明するに足る書類

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の職員等の旅費支給規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を発する旅行について適用し、施行日前に旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に当該旅行命令等を変更する旅行については、新規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

宮城県訓令甲第2号

職員等の旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月5日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員等の旅費支給規程の一部を改正する訓令

職員等の旅費支給規程（昭和35年宮城県訓令甲第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(旅費の計算の特例)</p> <p><u>第3条 条例第6条ただし書の公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</u></p> <p>(1) <u>最も経済的な通常の経路及び方法が鉄道である区間を含む旅行を行う場合で、所属長（本庁にあっては所属の課長（室長を含む。））、地方機関にあっては当該機関の長及び労働委員会事務局長をいう。以下同じ。）が、当該旅行の日程及び移動の合理性等を考慮して、目的地の最寄りの駅以外の人事課長が別に定める地点から鉄道又は鉄道以外の交通手段を利用することが適当と認めるとき。</u></p>	<p><u>第3条 削除</u></p> <p>(旅費の計算の特例)</p> <p><u>第4条 条例第7条ただし書の公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</u></p> <p>(1) <u>最も経済的な通常の経路及び方法が鉄道（<u>全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第2条に規定する新幹線鉄道（以下単に「新幹線鉄道」という。）を除く。以下同じ。）であり、かつ、当該経路上に東日本旅客鉄道株式会社仙台駅（以下単に「仙台駅」という。）が含まれる旅行区間において旅行を行う場合で、所属長（本庁にあっては所属の課長（室長を含む。））、地方機関にあっては当該機関の長及び労働委員会事務局長をいう。以下同じ。）が、当該旅行の日程等を考慮して、東日本旅客鉄道株式会社白石蔵王駅、古川駅、くりこま高原駅又は一ノ関駅と仙台駅との間において新幹線鉄道を利用することが必要であると認めるとき。</u></u></p> <p>(2) <u>最も経済的な通常の経路及び方法が鉄道である区間において旅行を行う場合で、所属長が、当該旅行の日程等を考慮して、鉄道と並行して運行される新幹線鉄道を利用することが必要であ</u></p>

(2) 前号に掲げるもののほか、人事課長が特に必要と認めるとき。

- 2 当分の間、条例第6条ただし書の規定により旅費を支給する場合（前項第1号に該当する場合を除く。）には、所属長は、人事課長に協議するものとする。

ると認めるとき（当該乗車区間が片道70キロメートル以上100キロメートル未満になる場合に限る。）。ただし、当該鉄道において、普通急行列車が運行されている場合を除く。

(3) 前2号に掲げるもののほか、人事課長が特に必要と認めるとき。

- 2 当分の間、条例第7条ただし書の規定により旅費を支給する場合（前項第1号又は第2号に該当する場合を除く。）には、所属長は、人事課長に協議するものとする。

(証人等の旅費)

第5条 条例第14条に規定する証人等に支給する旅費は、用務の内容、支給を受ける者の学識経験及び社会的地位等を考慮して、行政職給料表に規定する6級以下の職務にある職員の例に準じて計算した旅費を支給する。

- 2 前項の規定による旅費を超えて旅費を支給する場合には、所属長は、人事課長と協議しなければならない。

(鉄道賃の特例)

第6条 条例第15条第2項ただし書の公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情による場合で、任命権者が知事に協議して定めるものは、次に掲げる場合とする。

- (1) 最も経済的な通常の経路及び方法が鉄道である区間において、当該乗車区間が片道70キロメートル以上100キロメートル未満となる旅行を行う場合で、所属長が、当該旅行の日程等を考慮して、特別急行列車を利用することが必要であると認めるもの。ただし、当該鉄道において、普通急行列車が運行されている場合を除く。

- (2) 第4条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合

(旅行雑費)

第4条 条例第14条に規定する任命権者が知事に協議して定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 旅行手配に係る取扱手数料
- (2) 前号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして人事課長が所属長からの協議を受けて必要と認めるもの

(転居費の算定方法)

第5条 条例第17条の規定による転居費の算定に当たっては、条例及び規則の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の県費による支給が適当でない費用として人事課長が別に定めるものを除くものとする。

(外国旅行雑費)

第6条 条例第21条に規定する任命権者が知事に協議して定める費用は、次に掲げる費用（公務のため特に必要とするものに限る。）とする。

- (1) 有料の道路又は駐車場の料金
- (2) 旅行手配に係る取扱手数料
- (3) 保険料

(3) 前2号に掲げるもののほか、人事課長が特に必要と認める場合

2 条例第15条第2項ただし書の規定により急行料金を支給する場合（前項第1号又は第2号に該当する場合を除く。）には、所属長は、人事課長に協議するものとする。

(旅行雑費)

第7条 条例第20条第2項の任命権者が知事に協議して定める料金は、次に掲げるものとする。

- (1) 航空券の手配に係る取扱手数料
- (2) その他人事課長が所属長からの協議を受けて必要と認めるもの

2 前項第1号に規定する旅行雑費を支給する場合には、所属長は、人事課長に協議するものとする。

- (4) 医薬品の購入に係る費用
- (5) 携行品の購入に係る費用
- (6) 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用
- (7) 電子渡航認証システムの申請手数料
- (8) 物品の賃借料
- (9) 条例第21条に規定する費用に類する又は付随する費用
- (10) 前各号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして人事課長が所属長からの協議を受けて必要と認めるもの

(日額旅費)

第7条 条例第24条第1項に規定する日額旅費を支給する旅行は、漁業調査指導船及び漁業取締船の船員（船員法（昭和22年法律第100号）の適用を受ける船員たる職員をいう。以下同じ。）が当該船舶に乗船して職務を行う場合とする。

2～4 [略]

5 港において船舶が入渠し、船務に従事するときは、前各項の規定にかかわらず、その期間について条例に定める旅費を支給する。ただし、宿泊手当については、条例第16条に規定する額に代え、第2項に定める船員食卓料の額に相当する額の宿泊手当を支給する。

6 [略]

(1) [略]

(2) 船員が、定けい港以外の地において、天災その他やむを得ない事情により上陸し、宿泊したときは、その期間について、条例に定める宿泊費及び宿泊手当を支給する。

7・8 [略]

(日額旅費)

第8条 条例第26条第1項に規定する日額旅費を支給する旅行は、漁業調査指導船及び漁業取締船の船員（船員法（昭和22年法律第100号）の適用を受ける船員たる職員をいう。以下同じ。）が当該船舶に乗船して職務を行う場合とする。

2～4 [略]

5 港において船舶が入渠し、船務に従事するときは、前各項の規定にかかわらず、その期間について条例に定める旅費を支給する。ただし、食卓料については、条例第22条に規定する額に代え、第2項に定める船員食卓料の額に相当する額の食卓料を支給する。

6 [略]

(1) [略]

(2) 船員が、定けい港以外の地において、天災その他やむを得ない事情により上陸し、宿泊したときは、その期間について、条例別表第1の定額の宿泊料を支給する。

7・8 [略]

第8条 [略]

(退職者等の旅費の細則)

第9条 条例第25条第1項に規定する任命権者が知事に協議して定めるものは、次に掲げる旅費とする。

(1) 条例第3条第2項第1号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 条例第3条第2項第4号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費

(遺族等の旅費の細則)

第10条 条例第26条に規定する任命権者が知事に協議して定めるものは、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の住所又は居所（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、アに掲

第9条 [略]

(外国旅行雑費)

第10条 条例第35条第2項第1号の任命権者が知事に協議して定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 電子渡航認証システムの申請手数料

(2) その他人事課長が所属長からの協議を受けて必要と認めるもの

2 条例第35条第2項第2号の任命権者が知事に協議して定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 最低限の医薬品の購入費

(2) 任意の予防注射料

げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新住所又は新居所に旅行するものとして計算した旅費

(2) 条例第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の住所又は居所から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費を除く。）

(3) 条例第3条第2項第5号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の住所又は居所と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

2 遺族が前項第1号から第3号までに規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第2条第1項第8号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(証人等の旅費の細則)

第11条 条例第27条に規定する任命権者が知事に協議して定めるものは、用務の内容、支給を受ける者の学識経験及び社会的地位等を考慮して、行政職給料表に規定する6級以下の職務にある職員の例に準じて計算した旅費とする。

2 前項に規定する旅費を超えて旅費を支給する場合には、所属長は、人事課長と協議しなければならない。

(旅費の調整)

第12条 条例第30条第1項の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定めるところにより旅費の支給を調整する。

(1) 職員の職務の級が遡って変更された場合には、当該職員が既に行った旅行の旅費額の増減は行わない。

(3) 最低限の儀礼品の購入費

3 前項各号に掲げる外国旅行雑費を支給する場合には、所属長は、人事課長に協議するものとする。

(旅費の調整)

第11条 条例第41条第1項の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定めるところにより旅費の支給を調整する。

(1) 職員の職務の級がさかのぼって変更された場合には、当該職員が既に行った旅行の旅費額の増減は行わない。

(2) 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設又は食堂施設等を無料で

(2) 県内の旅行にあっては、座席指定料金及び特別車両料金は支給しない。

(3) [略]

(4) 旅行者が他の旅行者を同乗させて条例第13条第1項第2号又は第3号に掲げる移動を行う場合にあっては、一の旅行者に車賃並びに旅行雑費及び外国旅行雑費（それぞれ有料の道路又は駐車場の料金に限る。）を支給することとし、当該旅行者以外の旅行者には当該移動に要する車賃並びに旅行雑費及び外国旅行雑費（それぞれ有料の道路又は駐車場の料金に限る。）は支給しない。

(5) 旅行者が他の旅行者の自家用自動車等に便乗して旅行する区間については、車賃並びに旅行雑費及び外国旅行雑費（それぞれ有料の道路又は駐車場の料金に限る。）は支給しない。

利用する場合には、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料は支給しない。

(3) 旅行者が旅行に必要とする乗車券等の交付を受けて旅行する場合には、当該乗車券等の利用区間に係る鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃は支給しない。

(4) 特別車両料金は、県内の旅行については支給しない。

(5) 旅行者が徒歩により旅行する区間については、鉄道賃又は車賃は支給しない。

(6) [略]

(7) 高速バス（主に高速自動車国道等を通行し、一の市町村（特別区を含む。）の区域を超えて設定された路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するものをいう。）を利用して旅行する区間がある場合には、当該区間に係る車賃の額は実費とする。

(8) 旅行者が他の旅行者の自家用自動車等に便乗して旅行する区間については、車賃は支給しないものとし、全路程において他の旅行者の自家用自動車等に便乗して旅行する場合には旅行雑費は支給しない。

(9) 用務地に滞在する旅行においては、当該用務地に滞在する日（在勤庁又は住所若しくは居所と用務地との往復に要する日及び移動のために交通費を要する日を除く。）の旅行雑費は支給し

(6) 目的地（職員以外の者が旅行する場合又は県外に居住し、若しくは所属長が認める場所に滞在する職員がその住所若しくは居所若しくは所属長が認める場所から直ちに旅行する場合にあっては、出発地、帰着地及び目的地のそれぞれ）が人事課長が別に定める地点から2キロメートル未満の範囲内にある場合には、車賃（条例第13条第1項第2号又は第3号に掲げる費用に限る。）並びに旅行雑費及び外国旅行雑費（それぞれ有料の道路又は駐車場の料金に限る。）は、支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(7) 船員以外の旅行者が第7条の規定により日額旅費を支給することとなる旅行に同行する場合には、宿泊手当の額は、船員食卓料の定額に相当する額とする。

ない。

(10) 県外の旅行において目的地（職員以外の者が旅行する場合又は県外に居住若しくは滞在する職員がその住所若しくは居所若しくは滞在地から直ちに旅行する場合にあっては、出発地、帰着地及び目的地のそれぞれ）が人事課長が別に定める地点から2キロメートル未満の範囲内にある場合には、定額による旅行雑費は、支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(11) 宿泊を伴う旅行を命じられた旅行者が、旅行中の公務傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養したため、宿泊料金を負担しなかった場合には、宿泊料は支給しない。

(12) 宿泊を伴う旅行を命じられた旅行者が親族の居宅等宿泊料金の負担がない場所に宿泊することを申し出た場合には、宿泊料は支給しない。

(13) 県以外の団体等が主催する会議等に参加し、当該団体等から指定又はあっせんを受けた宿泊施設に宿泊する旅行において、当該宿泊施設の宿泊料金を朝食又は夕食の料金が含まれていない場合（当該宿泊料金の額が明らかな場合に限る。）には、宿泊料の額は、当該宿泊料金を1食当たり1,300円を加えた額に相当する額とする。

(14) 船員以外の旅行者が第8条の規定により日額旅費を支給することとなる旅行に同行する場合には、食卓料の額は、船員食卓料の定額に相当する額とする。

(15) 赴任に伴う移転の路程が旧在勤庁から新在勤庁までの路程に満たないときは、その現実の路程に応じた条例別表第1の移転料を支給する。

(8) 赴任を命ぜられた職員が、その採用の日又は転任を命ぜられた日から3月以内に住居を移転しないときは、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。ただし、天災その他やむを得ない事由によりその期間内に住居を移転し難いことについて、あらかじめ所属長の承認を受けた場合はこの限りでない。

(9)・(10) [略]

2 条例第30条第2項の規定により旅費を支給する場合には、所属長は人事課長と協議しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、人事課長に協議があったものとみなして、当該各号に定めるところにより旅費の支給を調整する。

(1) 県以外の団体等が主催する会議等に出席し、当該団体等から指定又はあつせんを受けた宿泊施設に宿泊する場合は、宿泊費は現に支払った額とする。

(2) 外国旅行の宿泊において、現に支払った額が条例第15条に規定する宿泊費基準額を超える場合であって、為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があったときは、宿泊料は現に支払った額とする。

(16) 赴任を命ぜられた職員が、その採用の日又は転任を命ぜられた日から3月以内に住居を移転しないときは、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は支給しない。ただし、天災その他やむを得ない事由によりその期間内に住居を移転しがたいことについて、あらかじめ旅行命令権者の承認を受けた場合はこの限りでない。

(17) 外国旅行において旅行者が旅行先で昼食を無料で提供される場合には、定額による外国旅行雑費の2分の1に相当する額は、支給しない。

(18) 外国旅行において鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃として支給される経費以外に目的地との間に移動に要する交通費を要さない場合には、定額による外国旅行雑費の2分の1に相当する額は、支給しない。

(19)・(20) [略]

2 条例第41条第2項の規定により旅費を支給する場合には、所属長は人事課長と協議しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、人事課長に協議があったものとみなして、当該各号に定めるところにより旅費の支給を調整する。

(1) 旅行者が、その出発後に条例第4条第3項の規定により旅行命令等を変更された場合で、変更前の旅行命令等に係る旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうち旅行者の損失となった金額で条例第3条第6項第1号に掲げるものを、旅費として支給する。

(2) 前項第13号に該当する場合については、支給する宿泊料の額は、同号に定める額とする。

(3) 条例第25条第1項第1号及び第2号に規定する扶養親族移転料を支給する場合で、当該扶養親族移転料に12歳未満の者に対する航空賃の額が含まれるときは、当該航空賃の額については、そ

の移転の際における職員相当の航空賃の額を限度として、現に支払った額とする。

(4) 条例第34条第1項第1号イ又は第2号イに規定する運賃の支給を受ける旅行者が一の旅行区間における所要航空時間が24時間以上の航空旅行をする場合は、当該航空旅行における乗り継ぎ回数及びそれに要する時間を勘案し、直近上位の級の運賃とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の職員等の旅費支給規程（以下「新規程」という。）の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を発する旅行について適用し、施行日前に旅行命令等を出した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令等を出し、かつ、施行日以後に当該旅行命令等を変更する旅行については、新規程の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新規程第9条及び第10条の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

### 宮城県訓令甲第3号

職員の給与に関する条例第23条の2第5号の規定による知事が認めたものを定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月5日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

#### 職員の給与に関する条例第23条の2第5号の規定による知事が認めたものを定める規程の一部を改正する訓令

職員の給与に関する条例第23条の2第5号の規定による知事が認めたものを定める規程（平成22年宮城県訓令甲第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 [略] (1) 給与又は旅費の過払金に係る返納金 (2)～(8) [略]	1 [略] (1) 給与の過払金に係る返納金 (2)～(8) [略]
2 [略]	2 [略]

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

宮城県公安委員会規則第3号

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月5日

宮城県公安委員会委員長 星 倫市

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																				
<p>(課等の設置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 警察本部の次表左欄に掲げる課等に、当該右欄に掲げる組織を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">課</th> <th style="width: 20%;">等</th> <th style="width: 60%;">組</th> <th style="width: 10%;">織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>交通企画課</td> <td></td> <td>宮城県警察交通事故総合分析室</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警備課</td> <td rowspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">宮城県警察全国育樹祭警衛対策室</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>5・6 (略)</p> <p>第3条の2～第5条の2 (略)</p> <p>(生活安全部の課等の所掌事務)</p> <p>第6条 生活安全部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>生活安全企画課</p> <p>(1)～(13) (略)</p>	課	等	組	織	(略)				交通企画課		宮城県警察交通事故総合分析室		(略)				警備課		(略)		宮城県警察全国育樹祭警衛対策室		(略)				<p>(課等の設置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 警察本部の次表左欄に掲げる課等に、当該右欄に掲げる組織を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">課</th> <th style="width: 20%;">等</th> <th style="width: 60%;">組</th> <th style="width: 10%;">織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>交通企画課</td> <td></td> <td>宮城県警察交通安全総合対策室</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警備課</td> <td rowspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>5・6 (略)</p> <p>第3条の2～第5条の2 (略)</p> <p>(生活安全部の課等の所掌事務)</p> <p>第6条 生活安全部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>生活安全企画課</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）の施行に関する事（生活環境課の所掌に属</p>	課	等	組	織	(略)				交通企画課		宮城県警察交通安全総合対策室		(略)				警備課		(略)		(略)		(略)			
課	等	組	織																																																		
(略)																																																					
交通企画課		宮城県警察交通事故総合分析室																																																			
(略)																																																					
警備課		(略)																																																			
		宮城県警察全国育樹祭警衛対策室																																																			
(略)																																																					
課	等	組	織																																																		
(略)																																																					
交通企画課		宮城県警察交通安全総合対策室																																																			
(略)																																																					
警備課		(略)																																																			
		(略)																																																			
(略)																																																					



第10条～第16条 (略)

(警察本部の職及び職務)

第17条 警察本部の組織に置く警察官の職、その職務及びその職に充てる警察官の階級は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

組織	職	職務	階級	
(略)				
(略)				
総務課	(略)			
_____	_____	_____	警 部	
_____	_____	_____		
_____	_____	_____		
_____	_____	_____		
(略)				
生活環境課	生活経済指導官	生活環境課長の命を受け、生活経済、環境、風俗その他特別法の犯罪取締りの指導に関する事務を整理し、生活環境課長を補佐する。	警 部	
(略)				
組織犯罪対策第一課	(略)			
_____	_____	_____		

第10条～第16条 (略)

(警察本部の職及び職務)

第17条 警察本部の組織に置く警察官の職、その職務及びその職に充てる警察官の階級は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

組織	職	職務	階級
(略)			
(略)			
総務課	(略)		
広報相談課	アクティブ・コミュニケーション戦略官	広報相談課長の命を受け、能動的なコミュニケーション戦略の企画及び立案に関する事務を整理し、広報相談課長を補佐する。	警 部
_____	_____	_____	
_____	_____	_____	
_____	_____	_____	
(略)			
組織犯罪対策第一課	(略)		
交通企	交通安全総合	交通企画課長の命を受け、交通安全総合対策に	警 部

_____	_____	_____
(略)		
(略)		

2 第3条第4項に規定する組織のうち、宮城県警察少年事件特別捜査隊、宮城県警察性犯罪特別捜査隊、宮城県警察機動鑑識隊、宮城県警察暴力特別捜査隊及び宮城県警察航空隊に隊長を、宮城県警察公安委員会補佐室、宮城県警察取調べ監督室、宮城県警察監査室、宮城県警察犯罪被害者支援室、宮城県警察特殊詐欺対策室、宮城県警察交通事故総合分析室、宮城県警察高齢運転者等支援室、宮城県警察警衛警護室、宮城県警察災害対策室、宮城県警察全国育樹祭警衛対策室及び宮城県警察国際テロリズム対策室に室長を、宮城県警察少年サポートセンター、宮城県警察通訳センター、宮城県警察交通反則通告センター、宮城県警察石巻運転免許センター、宮城県警察古川運転免許センター及び宮城県警察仙南運転免許センターに所長を置き、それぞれ警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

3～5 (略)

6 警察本部の組織に置く警察官以外の職員の職、その職務及びその職に充てる職員は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

組 織	職	職 務	職 員
(略)			
総務課	デジタル化推進調査官	<u>総務課長の命を受け、警察行政のデジタル化の推進に関する事務を掌理し、総務課長を補佐する。ただし、総務部長から特に命ぜられた場合は</u>	

画課	対策官	<u>関する事務を整理し、交通企画課長を補佐する。</u>
(略)		
(略)		

2 第3条第4項に規定する組織のうち、宮城県警察少年事件特別捜査隊、宮城県警察性犯罪特別捜査隊、宮城県警察機動鑑識隊、宮城県警察暴力特別捜査隊及び宮城県警察航空隊に隊長を、宮城県警察公安委員会補佐室、宮城県警察取調べ監督室、宮城県警察監査室、宮城県警察犯罪被害者支援室、宮城県警察特殊詐欺対策室、宮城県警察交通安全総合対策室、宮城県警察高齢運転者等支援室、宮城県警察警衛警護室、宮城県警察災害対策室\_\_\_\_\_及び宮城県警察国際テロリズム対策室に室長を、宮城県警察少年サポートセンター、宮城県警察通訳センター、宮城県警察交通反則通告センター、宮城県警察石巻運転免許センター、宮城県警察古川運転免許センター及び宮城県警察仙南運転免許センターに所長を置き、それぞれ警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

3～5 (略)

6 警察本部の組織に置く警察官以外の職員の職、その職務及びその職に充てる職員は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

組 織	職	職 務	職 員
(略)			
_____	_____	_____	
_____	_____	_____	

		、その事務を掌理し、総務部長を補佐する。	一般職員
(略)			
—	—	—	
—	—	—	
—	—	—	
(略)			
交通企画課	交通事故分析官	交通企画課長の命を受け、事故分析に関する事務を整理し、交通企画課長を補佐する。	
(略)			

7 前項に掲げる職のうち、科学捜査研究所長、会計調査官から給与調査官まで、教養調査官から上席研究官まで、副所長、術科指導官、少年健全育成官及び交通事故分析官の職は、必要に応じ、警察官をもって充てることができる。

8～11 (略)  
 第17条の2 (略)  
 (警察署の職制)

第18条 (略)  
 2 警察署には、署長のほか、所要の職を置き、その職務及びその職に充てる職員は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要ないと認める職については、これを置かないことができる。

職	職	務	階	級
(略)				
	上司の命を受け、警察署の課の事			

			一般職員
(略)			
広報相談課	アクティブ・コミュニケーション戦略官	広報相談課長の命を受け、能動的なコミュニケーション戦略の企画及び立案に関する事務を整理し、広報相談課長を補佐する。	
(略)			
—	—	—	
(略)			

7 前項に掲げる職のうち、科学捜査研究所長、会計調査官から給与調査官まで、教養調査官から上席研究官まで、副所長、術科指導官及び少年健全育成官の職は、必要に応じ、警察官をもって充てることができる。

8～11 (略)  
 第17条の2 (略)  
 (警察署の職制)

第18条 (略)  
 2 警察署には、署長のほか、所要の職を置き、その職務及びその職に充てる職員は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要ないと認める職については、これを置かないことができる。

職	職	務	階	級
(略)				
	上司の命を受け、警察署の課の事			

課長	<u>務（警務会計課にあつては、警務会計課長代理が整理する一部事務を除く。）を整理し、部下職員を指揮監督する。ただし、会計課長にあつては、上司の命を受け、警察署における警察本部警務部警務課（警察職員の給与に関することに限る。）の所掌事務についても整理し、上司を補佐する。</u>	警部又は警部補	課長	務 _____ _____を整理し、部下職員を指揮監督する。ただし、会計課長にあつては、上司の命を受け、警察署における警察本部警務部警務課（警察職員の給与に関することに限る。）の所掌事務についても整理し、上司を補佐する。	警部又は警部補
課長代理	上司の命を受け、警察署の課の事務を整理し、課長を補佐する。 <u>ただし、警務会計課長代理にあつては、本部長が別に定めるところにより、警務会計課長に代わつて、一部事務について整理し、部下職員を指揮監督する。</u>		課長代理	上司の命を受け、警察署の課の事務を整理し、課長を補佐する。_____ _____ _____ _____	
(略)			(略)		
3～9 (略)			3～9 (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。